

## 平成21年度定期監査（8）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（8）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施日

平成21年11月17日および同月20日

##### (2) 監査の方針

平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、平成20年度の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適切に執行されているかを主眼として監査を実施した。

##### (3) 監査の視点

指定管理業務は協定書に基づき適正に行われているか、利用料金等現金の管理は適正か、備品等の管理は適正か、食事提供にあたり食品の安全管理は適切に行われているか、施設は安全に配慮して有効に活用されているか等について監査を実施した。

##### (4) 監査対象部課

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課  
・ 軽井沢少年自然の家

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。